

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 欠席届

※教室へ行く前に、本書と以下の医療機関受診が証明できる確認書類いずれかを保健室へ提出してください。

・ 確認書類: 検査結果 診療明細書 お薬手帳 (インフルエンザのとき) 検査キットの写真データ (コロナのとき)

<出席停止期間の基準>

インフルエンザ ①発症日(発熱した日)を0日として翌日から5日経過 かつ②解熱後2日経過
 新型コロナウイルス感染症 ①発症日を0日として翌日から5日経過かつ症状が軽快

解熱とは、解熱剤を使わずに解熱していること。

【該当する病名にチェックをしてください】

※周囲への感染予防のためマスク着用をお願いします (インフルエンザ発症後7日、コロナ発症後10日を経過するまで)

○印	病名	○印	病名
	インフルエンザ感染症 (A/B/不明) ※ 型に○をつけてください		新型コロナウイルス

健康の記録	発症日	必ず休む必要がある期間					6日目	7日目
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
月/日 (曜日)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
最高体温	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
症状 (発熱・咽頭痛・咳など)								

中学・高校 年 組 番 (部活動名)

氏 名 _____

- (1) 医療機関受診日 _____年 _____月 _____日 ()
 (2) 医師が指示した出席停止期間 _____年 _____月 _____日 () ~ _____年 _____月 _____日 ()

- (3) 受診した医療機関名 _____
 住 所・電話番号 _____

※出席停止期間について医療機関へ問い合わせする場合があります。

上記の通り療養し、健康状態について観察しました。記載事項に相違が無いことを証明いたします。

_____年 _____月 _____日 保護者署名

学校記入欄

(受取者名: _____)

受取日時 _____年 _____月 _____日 _____時 _____分

・ 症 状 発熱・頭痛・のどの痛み・咳・からだの痛み・腹痛・下痢・その他 (_____)

・ 早退・遅刻の有無など

・ 登校時の体調

生徒 → 保健室 → 教務・担任・教頭

保健室	教 務	事 務

学校において予防すべき感染症

2026 年度

学校保健安全法に定められた「学校で予防すべき感染症」と出席停止期間は下記の通りです。
 学校感染症に罹患した場合は出席停止となり登校できません。欠席フォーム入力をお願いします(担任に届きます)。
 欠席にはならないので治療に専念してください。

		病 名	出 席 停 止 期 間
第 一 種	感染症予防法の一類及び二類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
		新型コロナウイルス	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から1日を経過するまで
第 二 種	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いものの	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1型を除く)	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん(三日ばしか)	発疹がすべて消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹の痂皮化(かさぶた)するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	症状により感染のおそれがないと認めるまで
第 三 種	学校教育活動を通じ学校において流行を広げる可能性のあるものの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他 (その他の感染症) 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)、マイコプラズマ感染症など	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 その他の感染症は、飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性があります。学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第三種感染症としての措置をとることができる疾患。

※通常、出席停止措置不要の感染症はアタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)ですが、診断された場合は保健室へ報告してください。